

松山市立北中学校 P T A 会則（案）

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、松山市立北中学校 P T A と称し、事務局を北中学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、学校、家庭並びに地域社会との緊密な連携を図り、生徒の健全育成のための教育活動の振興に努めるとともに、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

第 3 章 活 動

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 社会教育、家庭教育活動の拡充に努める。
- 2 会員相互の親睦を図り、教養を高めるための学習活動を行う。
- 3 学校教育環境の充実に努める。
- 4 生徒の健全育成のため、地域や学校での自主活動を援助するとともに校外生活の指導を行う。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 章 会員及び組織

第 4 条 本会は、次の会員により組織する。

- 1 松山市立北中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員。
- 2 理事会が必要と認める場合は、顧問制度を置くことができる。

第 5 章 役 員

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----------|--------------|-----|---------|-----|
| 1 会長 | 1 名 | 2 副会長 | 若干名 | 3 会計 | 1 名 |
| 4 監事 | 2 名 | 5 書記 | 2 名 | 6 事務局長 | 1 名 |
| 7 庶務 | 若干名 | 8 各部専門部長・副部长 | | 9 各専門部員 | |
| 10 顧問 | 必要に応じて若干名 | | | | |

第 6 条 役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長、会計、監事は役員候補者選考委員会において候補者を選出し、総会において決定する。

役員候補者選考委員会の規定は別に定める。

- 2 役員のうち、書記、事務局長、庶務、顧問は会長が委嘱する。
なお、顧問については、北中学校に在籍する子どものいない人でも委嘱できる。
- 3 各専門部の役員は、会員の互選によって決定する。

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、各専門部活動を助長する。また、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 理事会は、本会の事業計画を検討し、活動を推進する。
- 6 各専門部長は、専門部の中心となり、部会の趣旨に即した事業を行う。
- 7 事務局長、庶務はP T Aの事務をつかさどる。
- 8 本会に事務職員を置くものとする。

第8条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、任期が過ぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。補欠役員の任期は残任期間とする。

第6章 機 関

第9条 本会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 本部役員会
- 4 専門部会
- 5 特別委員会

第10条 総会は、年度始めに開く。ただし、会長が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開くこととする。

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- 1 会則の制定及び修改正
- 2 会長、副会長、会計、監事の選出
- 3 事業経過報告並びに決算の承認
- 4 事業計画並びに予算の決定
- 5 役員承認
- 6 その他必要な事項

第12条 総会は、会員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て議決する。

第13条 理事会は、総会に次ぐ決議機関であって、必要に応じて会長が招集し、会務の執行について審議する。

第14条 理事会は、会長、副会長、会計、書記、監事、専門部長・副部長、後援会長、事務局長、学校代表者で構成し、次の事項を審議する。

- 1 総会に付議すべき事項
- 2 会の運営に関する事項
- 3 会の予算遂行上の事項
- 4 特別委員会の設置
- 5 その他、決議する事項の緊急処理

第15条 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、会務全般について協議し推進する。

第16条 本部役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事、後援会長、顧問、事務局長、学校代表者で構成し、次の事項を審議する。

- 1 会の事業並びに運営上の事項
- 2 会の予算遂行上の事項
- 3 理事会で付議する事項
- 4 その他、対外的事項

第7章 専門部

第17条 本会に次の専門部を置き、日常の活動をする。

- 1 学校・家庭教育部
- 2 社会教育部

第18条 専門部の運営その他は別に定める細則により行う。

第8章 会計

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の会費は、生徒及び教職員一人月額350円とする。ただし、教職員は前期（4月・2,100円）後期（9月・2,100円）の2回で分納する。

第9章 補則

第22条 本会の運営に関し、必要な事項（細則）は、会則に基づいて理事会で決定することができる。ただし、総会に報告しなければならない。

第10章 附 則

- 第23条 表彰に関する規定は、細則に準じて別に定めるものとする。
第24条 慶弔に関する規定は、細則に準じて別に定めるものとする。
第25条 旅費に関する規定は、細則に準じて別に定めるものとする。
第26条 本会則は、平成元年4月1日より施行する。

〔改正〕 平成6年1月27日 臨時総会で承認
〔第4・5・6・9・13・14・15・16・18・22・23・24・25条〕

平成8年1月24日 臨時総会で承認
〔第3・21条〕

平成8年4月19日 総会で承認
〔第7条〕

平成11年4月20日 総会で承認
〔第17条〕

平成18年4月18日 総会で承認
〔第3・5・6・7条〕

平成28年4月17日 総会で承認
〔第5・6・14・16条〕

平成30年4月15日 総会で承認
〔第17条〕

令和6年4月21日 総会で承認
〔第21条〕

